

真鶴町まちづくり条例
美 の 基 準
Design Code



真 鶴 町

真鶴町まちづくり条例
美 の 基 準
Design Code

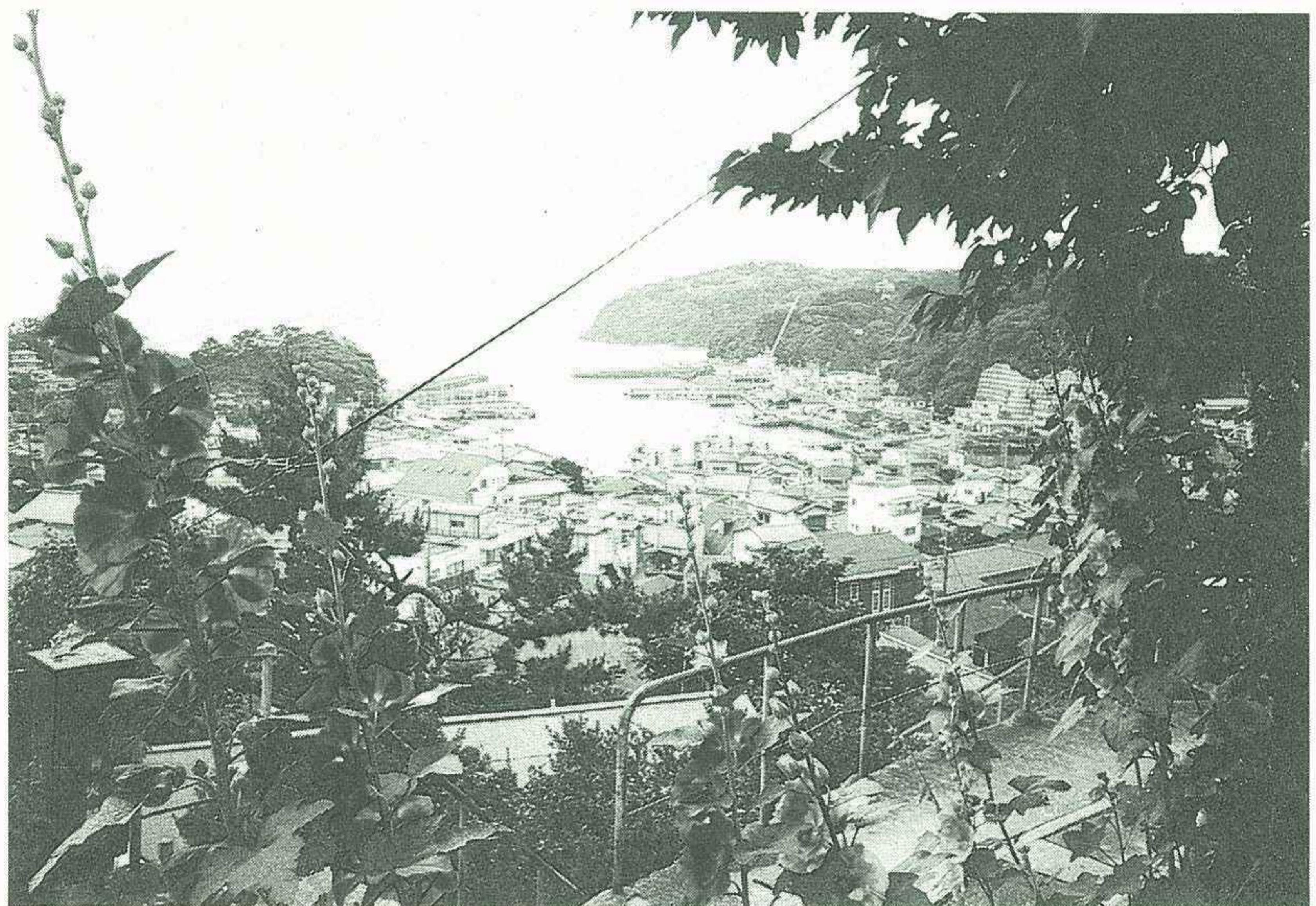
*本デザインコードは、町、町の人々、町を訪れる人々、
町で開発をしようとする人々がそれぞれに考え、実行し
ていくべき小さなことがらを一つひとつ綴っています。

真鶴町まちづくり条例「美の基準」について

観光旅行で訪れた歴史的なまちなみ、外国旅行でみたあの教会、そしてこどもたちと一緒に行く賑わった海、眼をつぶってそれらを思い出すと、そこにはみんなが「協力」して創ったという思いがわいてきます。

「協力」して創ったということは、そこに何等かの「共通の思い」があったということでしょう。

「美の基準」は真鶴町を美しくすることによって、生き生きと生活するための「ルール」です。



真鶴町まちづくり条例「美の基準」の構成

1) 八つの基準

真鶴町では、この「美」を個人的な主觀としないために、八つの原則をたてました。

1. 場 所	5. 材 料
2. 格 づ け	6. 装飾と芸術
3. 尺 度	7. コミュニティ
4. 調 和	8. 眺 め

このような考え方のヒントとなったのは、かつての美しかったイギリスの歴史的建築物が、次々と取り壊されていくことを心配したプリンス・オブ・ウェールズ、チャールズ皇太子が著した「英国の未来像－建築に関する考察」（出口保夫訳、東京書籍1991年）です。この著書でいわれている「建築の10の原則」は、遠い国のことでありながら、都市に住む人間にとて、国や時間を超えて共通の普遍性をもつものでした。

2) 基準の概要

デザインコードの「美の基準Ⅰ」は、この基準をよく理解するために具体的な手がかりを掲げ、そしてそれらを簡潔に表現する基本的精神を示しました。

3) 全体のつながり

八つの基準は一つひとつ重要であるとともに、全体としてこれらがまとまっていることが必要です。これが「美の基準Ⅱ」で紹介する「つながり」です。

4) 基準の詳細

詳細は、この全体のイメージを具体化するものです。「美の基準Ⅲ」は、これをキーワードとしてあらわしました。

5) 参 加

「美の基準」は、強制されるものではなく、みんなで創っていくものです。従って、この「美の基準」には誰もが参加できます。

ここで示された「美の基準」は、参加によって修正されたり蓄積されたりしていきます。

この実験は、長い間続けられることによって、必ず真鶴町を「美しく豊かにしていく」もの信じています。

3. 尺 度

のつながりを持つて
青い海、輝く森、といった自然、美しい建物の部分の共演による

4. 調 和

の創造を図る。

それらは
真鶴町の大地、生活が生み出す

5. 材 料

に育まれ

すべてのものの基準は人間である。
建築はまず人間の大きさと調和した比率をもち、
次に周囲の建物を尊重しなければならない。

6. 装 飾 と芸術

といつた、人々に深い慈愛や楽しみをもたらす
真鶴町独自の質をもつものたちに支えられ
町共通の誇りとして

建築には装飾が必要であり、作り出す。
私たち町に独自の装飾を作り出す。
芸術は人の心を豊かにする。
建築は芸術と一体化しなければならない。

建築は町の材料を生かして作らなければならない。

7. コミュニティ

を守り育てるための権利、義務、自由を生きづかせる
これらの全体は真鶴町の人々、町並、自然の美しい

建築は人々のコミュニティを守り育てるためにある。
人々は建築に参加するべきである。
コミュニティを守り育てる権利と義務を有する。

建築は人々の眺めの中にある。
美しい眺めを育てるために
あらゆる努力をしなければならない。

に包擁されるであろう。

8. 眺 め

美の基準

1. 場所

私たちは

を尊重することにより
その歴史、文化、風土を町や建築の各部に

2. 格づけ

それら各部の

建築は場所を尊重し
風景を支配しないようにはなければ
ならない。
建築は私たちの場所の記憶を再現し、
私たちの町を表現するものである。

目 次

- 真鶴町まちづくり条例「美の基準」について
- 真鶴町まちづくり条例「美の基準」の構成

○ 美の基準

- | | |
|-------|----------|
| 美の基準Ⅰ | 概 要 |
| 美の基準Ⅱ | つながり |
| 美の基準Ⅲ | 詳 細 P. 8 |

1. 場 所	○聖なる所	P. 12	○ほどよい駐車場	P. 88
	○豊かな植生	P. 14	○木々の印象	P. 90
	○眺める場所	P. 16	○地場植物	P. 92
	○静かな背戸	P. 18	○実のなる木	P. 94
	○海と触れる場所	P. 20	○格子棚の植物	P. 96
	○斜面地	P. 22	○歩行路の生態	P. 98
	○敷地の修復	P. 24	○自然な材料	P. 102
	○生きている屋外	P. 26	○地の生む材料	P. 104
2. 格づけ	○海の仕事山の仕事	P. 30	○生きている材料	P. 106
	○見通し	P. 32	○装飾	P. 110
	○大きな門口	P. 34	○軒先・軒裏	P. 112
	○母屋	P. 36	○屋根飾り	P. 114
	○門・玄関	P. 38	○ほぼ中心の焦点	P. 116
	○転換場所	P. 40	○歩く目標	P. 118
	○建物の縁	P. 42	○海、森、大地、 生活の印象	P. 120
	○壁の感触	P. 44	○世帯の混合	P. 124
3. 尺 度	○柱の雰囲気	P. 46	○人の気配	P. 126
	○戸と窓の大きさ	P. 48	○お年寄り	P. 128
	○斜面に沿う形	P. 52	○店先学校	P. 130
	○見つけの高さ	P. 54	○子供の家	P. 132
	○段階的な外部の大きさ	P. 56	○外廊	P. 134
	○路地とのつながり	P. 58	○小さな人だまり	P. 136
	○重なる細部	P. 60	○街路を見下ろすテラス	P. 138
	○部材の接点	P. 62	○街路に向かう窓	P. 140
4. 調 和	○終わりの所	P. 64	○座れる階段	P. 142
	○窓の組み子	P. 66	○ふだんの緑	P. 144
	○舞い降りる屋根	P. 70	○さわれる花	P. 146
	○守りの屋根	P. 72	○まつり	P. 150
	○覆う緑	P. 74	○できごと	P. 152
	○ふさわしい色	P. 76	○賑わい	P. 154
	○青空階段	P. 78	○いぶき	P. 156
	○日の恵み	P. 80	○懐かしい町並	P. 158
8. 眺 め	○北側	P. 82	○夜光虫	P. 160
	○大きなバルコニー	P. 84	○眺め	P. 162
	○少し見える庭	P. 86		

- おわりに P. 164
- 引用図書リスト P. 168

美の基準

美の基準 I. 美の基準の概要

美の基準II. 美の基準のつながり

美の基準III. 真鶴町美の基準の詳細

「美の基準」を普遍的な言葉にすることは大変難しいことです。しかし、新しい「まちづくり」を行うためには、みんなが共有できる「ルール」とする必要があります。

真鶴町を見てください。この「美しい町」はみんなが何らかの作法をわかちあってきた結果、長い年月をかけてつくりあげてきたものだとは思いませんか？ この作法を「ルール」化したものが「美の基準」なのです。

「ルール」化されることによって、真鶴町はさらに「美しい質」を持つことになるでしょう。

美の基準 I		
基 準	手がかり	基 本 的 精 神
1. 場 所	(場所の尊重) 地勢 輪郭 地味 雰囲気	*建築は場所を尊重し、風景を支配しないようにしなければならない。
2. 格づけ	(格づけのすすめ) 歴史 文化 風土 領域	*建築は私たちの場所の記憶を再現し、私たちの町を表現するものである。
3. 尺 度	(尺度の考慮) 手のひら 人間 木 森 丘 海	*すべてのものの基準は人間である。建築はまず、人間の大きさと調和した比率をもち、次に周囲の建物を尊重しなければならない。
4. 調 周 税 口	(調和していること) 自然 生態 建物各部 建物どうし	*建築は青い海と輝く緑の自然に調和し、かつ町全体と調和しなければならない。
5. 材 料 斗	(材料の選択) 地場産 自然 非工業生産品	*建築は町の材料を生かして作らなければならぬ。
6. 装 飾 と 芸 術	(豊かな細部) 真鶴独自の装飾 芸術	*建築には装飾が必要であり、私たちは町に独自の装飾を作り出す。 芸術は人の心を豊かにする。建築は芸術と一体化しなければならない。
7. コ ミ ュ ニ テ イ	(コミュニティの保全) 生活共域 生活環境 生涯学習	*建築は人々のコミュニティを守り育てるためにある。人々は建築に参加するべきであり、コミュニティを守り育てる権利と義務を有する。
8. 眺 め	(眺めの創造) 真鶴町の眺め 人々が生きづく眺め	*建築は人々の眺めの中にある、美しい眺めを育てるためにあらゆる努力をしなければならない。

美の基準 II	美の基準 III
つながり	キーワード
<p>私たち は、 場所 を尊重することにより、その 歴史、文化、風土 を町や建築の各部に 格づけ し、それら各部の 尺度 のつながりを持って 青い海、輝く森といった 自然、美しい建物の部分 の共演による 調和 の創造を図る。 それは 真鶴町の大地、生活が生み出す 木才 に育まれ 装飾と藝術 という、人々に深い慈愛や楽しみ をもたらす 真鶴町独自の質をもつものた ちに支えられ、町共通の誇り として コミュニティ を守り育てるための権利、義務、自由 を生きづかせる。 これらの全体は真鶴町の人々、町並、 自然の美しい 眺め に抱擁されるであろう。</p>	<p>○聖なる所 ○豊かな植生 ○眺める場所 ○静かな背戸 ○海と触れる場所 ○海の仕事山の仕事 ○見通し ○大きな門口 ○母屋 ○門・玄関 ○斜面に沿う形 ○見つけの高さ ○段階的な外部の大きさ ○跡地とのつながり ○重なる細部 ○舞い降りる屋根 ○守りの屋根 ○覆う緑 ○ふさわしい色 ○青空階段 ○日の恵み ○北側 ○大きなバルコニー ○少し見える庭 ○ほどよい駐車場 ○部材の接点 ○終わりの所 ○窓の組み子 ○木々の印象 ○地場植物 ○実のなる木 ○格子棚の植物 ○歩行路の生態 ○自然な材料 ○地の生む材料 ○生きている材料 ○装飾 ○軒先、軒裏 ○屋根飾り ○ほぼ中心の焦点 ○歩く目標 ○世帯の混合 ○人の気配 ○お年寄り ○店先学校 ○子供の家 ○外廊 ○小さな人だまり ○街路を見下ろすテラス ○街路に向かう窓 ○座れる階段 ○ふだんの緑 ○さわれる花 ○夜光虫 ○眺め ○まつり ○できごと ○賑わい ○いぶき ○懐かしい町並</p>